

○ 総務省令第二十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条及び第六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
	一時間	十万
三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス	十二時間	三万
	二時間	百万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。)	二十四時間	十万
	十二時間	百万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

〔二 略〕

備考 表中「」の記載は注記である。

改正前

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
	一時間	十万
三 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(音声伝送役務を除く。)	二十四時間	十万
	十二時間	百万
四 一の項から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

〔二 同上〕

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一〇十六 略」

十七 LPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送業務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの(第九号及び第十四号に掲げるものを除く。)をいう。

「十八〇二十 略」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信業務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
「略」	「略」	「略」
LPWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備(電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。)を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 「略」	「略」

(定義)

第一条 「同上」

2 「同上」

「一〇十六 同上」

十七 LPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送業務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第九号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの(第九号及び第十四号に掲げるものを除く。)をいう。

「十八〇二十 同上」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第一条 「同上」

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
「同上」	「同上」	「同上」
LPWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備(電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第九号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。)を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者 二 「同上」	「同上」

[註]	[註]	[註]
[2 ~ 4 略]		
様式第27（第7条の3関係）		
[表 略]		
[注1～6 略]		
7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「 <u>送信型対電気通信設備サイバー攻撃</u> 」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。		
[8～11 略]		
12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、 <u>電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。</u>		
13 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、 <u>施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。</u>		
[14 略]		

備考 表中 [] の記載は任意である。

[註]	[註]	[註]
[2 ~ 4 略]		
様式第27（第7条の3関係）		
[表 同左]		
[注1～6 同左]		
7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「 <u>送信型対電気通信設備サイバー攻撃</u> 」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。		
[8～11 同左]		
12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、「 <u>緊急通報を取り扱う音声伝送役務</u> 」、「 <u>緊急通報を取り扱わない音声伝送役務</u> 」、「 <u>利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（音声伝送役務を除く。）</u> 」又は「 <u>その他</u> 」の中から該当するものを全て記載すること。		
13 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、 <u>電気通信事業法施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。</u>		
[14 同左]		

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。